

草馬整形外科リハビリテーション科クリニックには 言語聴覚士が在籍しています。

言語聴覚士とは

脳卒中後の言語障害(失語症、構音障害)や聴覚障害、声や発音の障害など、ことばによるコミュニケーションの問題は多岐にわたります。こうした問題の本質や発現メカニズムを明らかにし、対処法を見出すために検査・評価を実施。必要に応じて訓練、指導、助言、その他の援助を行います。さらに医師の指示のもと、嚥下訓練なども実施します。

このようなことで困っている利用者さんはいませんか？

☆失語症によって・・・

- ・伝えたいことが文字や言葉であらわせない
- ・ひとが何を言っているのかわからない
- ・伝えられているつもりでも聞いている人が理解できない など

☆高次脳機能障害によって・・・

- ・気が散りやすく、集中することができなくなる
- ・ぼんやりとミスをすることが多かったり 2 つ以上のことを同時に行うと混乱する

⇒ 注意機能障害

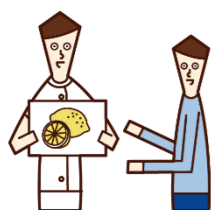
- ・行動や言動、感情を状況に合わせてコントロールできない
- ・ささいなことで怒りやすかったり、ガマンがきかない

⇒ 社会的行動障害

☆摂食機能障害によって・・・

- ・食べ物を飲み込むことが難しくなり、むせたりすることがある

言語聴覚士は上記のような症状の方に専門職による評価、訓練を行うことができます。



トランプなど身近なものを使った注意訓練

絵カードやプリントを使った失語症訓練



また、脳卒中後の自動車運転再開に向けた高次脳機能評価や、SDSA(脳卒中ドライバーのスクリーニング評価)の実施も可能です。



右の QR コードから
動画サイトで
SDSA の実施場面を
ご覧になれます



院長より

クリニック開院前はリハビリテーション病院に勤務しており、リハビリテーション専門医・指導医を取得し、整形外科診療に限らず脳卒中後のリハビリテーション診療も行っていました。

前院では、せっかく回復期リハビリテーション病院で頑張ってリハビリテーションしたのに、退院後に継続してリハビリテーションを実施する施設が少なく、その機能を維持することが困難あるいは、明らかに落ちてしまったというケースも多く経験してきました。

この度クリニックを開院するにあたり、そういった患者さんに少しでも力になればと、言語聴覚士や作業療法士を配置することにより、整形外科患者さんのみでなく、脳卒中患者さんのリハビリテーションにも力を入れています。

リハビリテーションについてお困りの方がいれば、是非当クリニックにご相談ください。

Pick Up

平成30年度診療報酬改定 I-5. 医療と介護の連携の推進①

リハビリテーションにおける医療と介護の連携の推進①

疾患別リハビリテーションにおける算定日数上限の除外対象患者の追加

- ▶ 長期間のリハビリテーションを要する患者及び回復期リハビリテーション病棟退棟後一定期間の患者について、疾患別リハビリテーションの算定日数の上限以降の期間にリハビリテーションを実施できるよう、算定日数上限の除外対象に追加する。

現行	改定後
<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料等の算定日数の上限の除外対象患者】</p> <p>(1) 以下の患者のうち、治療継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される場合</p> <p>失語症、失認及び失行症 高次脳機能障害 重度の頭脳損傷 頭部外傷及び多部位外傷 慢性閉塞性肺疾患(COPD) 心筋梗塞 狭心症</p> <p>回復期リハビリテーション病棟入院料の算定患者</p> <p>(中略)</p> <p>その他疾患別リハビリテーションの対象患者であって、リハビリの継続が必要と医学的に認められるもの</p> <p>(2) 治療上有効であると医学的に判断される場合(略)</p>	<p>【脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料等の算定日数の上限の除外対象患者】</p> <p>(1) 以下の患者のうち、治療継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される場合</p> <p>失語症、失認及び失行症 高次脳機能障害 重度の頭脳損傷 頭部外傷及び多部位外傷 慢性閉塞性肺疾患(COPD) 心筋梗塞 狭心症 軸索断裂の状態にある末梢神経損傷(受傷後1年以内のもの) 外傷性の肩関節離断損傷(受傷後180日以内のもの) 回復期リハビリテーション病棟入院料の算定患者 回復期リハビリテーション病棟を退棟した日から起算して3月以内の患者(在棟中に回復期リハビリテーション病棟入院料を算定した患者に限る。ただし、保険医療機関に入院中の患者又は介護老人保健施設に入所する患者を除く。)</p> <p>(中略)</p> <p>その他疾患別リハビリテーションの対象患者であって、リハビリの継続が必要と医学的に認められるもの</p> <p>(2) 治療上有効であると医学的に判断される場合(略)</p>

平成30年診療報酬改定により、回復期リハビリテーション病棟を退院した患者様に退院後3か月間継続して外来リハビリテーションを行うことが出来るようになりました。回復期リハビリテーション病院退院後に継続してリハビリテーションをご希望される方がいれば是非当クリニックにご相談ください。

～外来リハビリテーションを希望される方～

まず、当院にご相談ください。

その際に、かかりつけ医の紹介状や入院されている病院の紹介状・リハビリサマリー等をお持ち頂くとよりスムーズにリハビリテーションを行うことができます。

※お身体の状態や保険の種類によって、リハビリテーションが行えない場合があります。

受診に関するお問い合わせは ☎0538-21-5555 にご連絡下さい。